

千葉市休日救急診療所を受診される方へ

## インフルエンザの簡易迅速検査 原則中止のお知らせ

インフルエンザ簡易迅速検査は、発熱後6～10時間以上を経ないと陽性に出ない場合や、インフルエンザに罹患した有症状の方でも陽性とならない場合があるなど、完全な検査ではありません。

また、インフルエンザの治療に必須のものではないことから簡易迅速検査は原則行いません。

ただし、入院が必要な重症者の方など、医師が必要と判断した場合は、検査を行う場合もあります。

なお、医師の診察により、インフルエンザと診断した場合には抗インフルエンザウイルス薬の処方をいたします。

当診療所は、休日に急な病気や怪我をされた患者さんに対する初期の応急処置を行っており、1回の診察や検査では診断が困難な場合があることから、症状に不安が残る場合は翌日にかかりつけ医もしくはお近くの医療機関を受診してください。

みなさまの御理解、ご協力をお願い申し上げます。



千葉市・千葉市医師会